○オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定事務取扱要領の制定について

令和３年３月24日

道本務第5146号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定事務の取扱いについては、これまで、「オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定事務取扱要領の制定について」（平28．３．29道本務第6830号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、様式における押印等について見直しを行い、今後は別添「オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定事務取扱要領」により実施することとしたので、適正な事務処理に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定事務取扱要領

第１　趣旨

この要領は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号。以下「法」という。）に基づき、道公安委員会が行う裁定を補佐する事務（以下「裁定事務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第２　準拠

裁定事務の取扱いについては、法、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第３　事務処理の機関

１　裁定の申請の受付に関する事務

法第６条第１項の規定による申請の受付その他の申請の受付に関する事務の処理は、警察本部警務課若しくは方面本部の警務課又は警察署において行う。

２　調査等に関する事務

法第８条第１項及び第２項の規定による裁定のための調査等に関する事務の処理は、警察本部警務課において行う。

３　申請の却下に関する事務

法第８条第３項の規定による申請の却下に関する事務の処理は、警察本部警務課において行う。

４　裁定等に関する事務

法第７条第１項の規定による裁定のための審査、規則第３条第１項の規定による通知及び同条第２項の規定によるオウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書の交付等裁定に関する事務の処理は、警察本部警務課において行う。

第４　取扱責任者の指定

次の各事項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各事項に定める者を取扱責任者に指定する。

⑴　警察本部　警務課犯罪被害者支援室長

⑵　方面本部　理事官

⑶　警察署　副署長

第５　取扱責任者の任務

取扱責任者は、当該所属の職員を指揮してそれぞれ次の事務を処理し、その経過を所属の長に報告するものとする。

⑴　法第２条第１項のオウム真理教によるテロリズム等の犯罪行為（以下「対象犯罪行為」という。）に係る事案についての関係所属との連携に関すること。

⑵　法第６条第１項の規定による申請の受付に関すること。

⑶　法第８条第１項及び第２項に規定する裁定のための調査に関すること。

⑷　申請者に対する教示及び通知に関すること。

⑸　その他裁定事務の処理に関すること。

第６　制度の広報

警察施設等の公共の施設等への広報用ポスターの掲示、道公安委員会及び北海道警察のウェブサイト、部内外の広報資料等への制度に関する情報の掲載等の広報を実施することにより、本制度の周知を図り、オウム真理教犯罪被害者等（法第２条第１項に規定するオウム真理教犯罪被害者等をいう。以下同じ。）及び法第３条第２項に規定する遺族からの自主的な申請を支援する。

第７　給付金の支給対象者

給付金の支給対象者は､オウム真理教犯罪被害者等及び法第３条第２項の遺族である。

１　オウム真理教犯罪被害者等

⑴　対象犯罪行為により死亡した者の遺族

ア　遺族の範囲

対象犯罪行為により死亡した者の死亡の時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のみが給付金の支給を受けることができる遺族とされている。

これらの遺族に該当するか否かは戸籍の記載によるが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者については戸籍上明らかでないので、第８の１の⑸の事項で述べる資料を提出させることにより、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係の存在とその事実を成立させようとする当事者間の合意を確認する。

イ　第一順位遺族

アの事項の遺族のうち、第一順位遺族のみが給付金の支給対象者となり、第一順位遺族以外の遺族からの申請に対しては、不支給裁定を行う。給付金の支給の裁定を受ける前に第一順位遺族（二人以上いる場合は、その全員。以下この事項において同じ。）が死亡した場合には、第二順位遺族（二人以上いる場合は、その全員）が第一順位遺族に繰り上がる。

なお、遺族の立場にあったことを放棄すること等はできない（遺族順位の繰り上がりは、第一順位遺族の立場にある者が法第４条第４項に該当することとなった場合のほか、第一順位遺族の死亡の場合しか生じない。）。

ウ　第一順位遺族が二人以上いる場合

第一順位遺族が二人以上いる場合は、法第４条第５項の規定により、当該一人がした申請は全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした給付金の支給は全員に対してしたものとみなすこととされている。

この点、当該複数の遺族のうち誰が申請をするかにつき遺族間の調整がされていない場合は、他の第一順位遺族の与り知らぬところで一人の遺族が全員分の給付金の支給を受け、他の第一順位遺族からの配分の求めに応じない等の事態を惹起しかねず、各遺族に対する円滑な給付金の支給に支障を及ぼすおそれがある。

よって、第一順位遺族が二人以上いる場合において、当該遺族のうちの一人から申請を受け付けた場合は、当該申請をした遺族に対し、当該申請者が第一順位遺族全員のためその全額につき申請をし、全員分の給付金の支給を受けることにつき他の遺族から同意を得るよう促し、他の遺族から同意書の提出を受ける等により当該同意が得られたことにつき確認をとった上で裁定を行うこととする。

なお、当該同意が得られない場合には、各遺族に対する円滑な給付金の支給を行うための特別な措置として、当該申請者からの申請は当該申請者個人のためにしたものとし、他の遺族からもそれぞれの住所地を管轄する公安委員会において個別に申請を受け付けることとする。この場合において、各遺族が受けることができる給付金の額は、当該遺族が対象犯罪行為により死亡した者の遺族である場合には法第５条第１項第１号に規定する額を、法第３条第２項に規定する遺族である場合には法第５条第１項第２号又は第３号に規定する額を、それぞれ第一順位遺族の人数で除した額とする。

⑵　対象犯罪行為により障害が残った者

給付金の支給裁定の申請をすることができる者は、障害（負傷又は疾病について現に治療を行っているか否かを問わず、その症状が固定したときにおける身体上の障害をいう。以下同じ。）が残ったことと対象犯罪行為に相当因果関係があり、かつ、規則別表に定める障害等級に該当する者である。

⑶　対象犯罪行為により傷病を負った者

給付金の支給裁定の申請をすることができる者は、傷病（負傷又は疾病に係る身体の被害（死亡又は障害をもたらすこととなった負傷又は疾病に係るものを除く。）であって、その通院の期間が一日以上であったものをいう。以下同じ。）を負ったことと対象犯罪行為に相当因果関係がある者である。

２　法第３条第２項の遺族

１の⑵の事項及び同⑶の事項に掲げる者が対象犯罪行為によらないで死亡したときにおけるその者の遺族のことをいう。遺族の範囲及び第一順位遺族については１の⑴の事項の扱いに準じる。

第８　裁定の申請

１　添付書類の内容

２の事項で述べる「添付書類の省略」の場合に該当しないかどうか確認し、これに該当しない場合に限り、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書（規則様式第１号。以下単に「申請書」という。）に次の内容の書類の添付を求める。

⑴　死亡の事実等を証明する書類

規則第２条第２項第１号イの事項の書類には、死亡診断書及び死体検案書以外に戸籍の謄本又は抄本その他の証明書がこれに該当する。

⑵　障害の程度等を証明する書類

規則第２条第２項第２号に規定する医師又は歯科医師の診断書その他の書類には、

○対象犯罪行為による負傷又は疾病の症状が固定したこと。

○負傷又は疾病の症状が固定した日

○負傷又は疾病の症状が固定したときにおける身体上の障害の部位及び程度

が記載されている必要がある。

⑶　傷病の程度等を証明する書類

規則第２条第２項第３号に規定する医師又は歯科医師の診断書その他の書類には、

○対象犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日

○負傷又は疾病の状態

○負傷又は疾病が治癒した日

が記載されている必要がある。

⑷　やむを得ない理由を証明する書類

規則第２条第３項の書類には、医師又は歯科医師の診断書、オウム真理教犯罪被害者等及び法第３条第２項に規定する遺族の親族、友人、隣人等の申述書等がこれに該当する。３の事項で述べる特例の適用を受けようとする者に対し、提出を求める。

⑸　その他

次に掲げる書類については、道公安委員会として当該事実を確認する必要があると認めるときに、法第８条第１項に基づき申請者に対し提出を求めるものとする。

○死亡被害者（法第４条第１項に規定する死亡被害者をいう。以下同じ。）と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった事実を認めることができる書類。例えば、住民票の写し、死亡被害者又は申請者の親族、友人、隣人等の申述書等

○第一順位遺族（法第４条第３項及び第４項の規定による第一順位の遺族をいう。以下同じ。）であることを証明することができる書類。例えば、上位の順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

○死亡被害者の死亡当時、死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類。例えば、住民票の写し、送金証明等

２　添付書類の省略

規則第２条第２項ただし書に規定する「法第８条第４項に規定する記録等その他の資料を用いる等により、公安委員会がその添付の必要がないと認めるとき」とは、法第９条第１項に基づき国家公安委員会が公務所等から提出を受けた被害者に係る資料であって、同条第２項に基づき道公安委員会に提供したもの（以下「法第９条の資料」という。）により、申請者が主張する事実関係（被害の程度、当該被害と対象犯罪行為との因果関係等をいう。以下同じ。）を認定することができる場合をいう。

３　申請期間

法第６条第２項に規定する申請期間（２年間）は、平成22年12月17日をもって既に終了しているが、同条第３項の規定により、オウム真理教犯罪被害者等及び法第３条第２項に規定する遺族が当該申請をできなかったことにつき「やむを得ない理由」があるときは、特例としてその理由がやんだ日から６か月以内に限り申請をすることができることとされている。この特例の適用に当たっては、申請者が申請期間を通じて意識不明の状態にあり、かつ、代理人による代理申請も望めない状態にあった場合など、申請期間の原則を一律に適用することがオウム真理教犯罪被害者等及び法第３条第２項に規定する遺族にとって酷であると考えられる真にやむを得ない特段の事情があったかどうかを個別具体的に判断する。

なお、６か月の起算点は、やむを得ない理由がやんだ日の翌日である。

４　申請に関する事務の処理

⑴　事務処理手続

ア　申請を受け付ける際は、当該申請者に対し、運転免許証、旅券（パスポート）、個人番号カード等の官公庁発行の写真付身分証明書の提示を求める等により、本人確認の徹底を図る。

イ　申請が代理人によって行われたものであるときは、委任状原本の提出を受け、代理人の氏名を申請書の申請者欄の下部に記入させる。

ウ　申請書に必要な事項の記載漏れがないか確認する。

エ　申請書に不備があった場合には、申請を受け付けた上で、申請者に対して十分な教示を行い、相当な期間を定めて申請書の補正を求める。この場合においては、その経過を報告書で明らかにしておく。

オ　申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備は、警察本部警務課において職権で補正する。

カ　申請書の受付に当たっては、申請書の受付の欄に受付年月日及び受付番号を記入し、方面本部又は警察署において申請書を受け付けた場合は、これに加え、当該方面本部又は当該警察署名を記入する。

受付番号に関する事務は、警察本部警務課において一括処理するものとし、方面本部又は警察署において申請書を受け付けた場合には、当該方面本部又は当該警察署から警察本部警務課に受付番号を問い合わせることとする。

キ　方面本部又は警察署において受け付けた申請書は、直ちに警察本部警務課に送付する。

⑵　事務処理上の留意点

ア　警察本部警務課長、方面本部警務課長及び警察署長は、受付事務を担当する職員が申請者に対して十分な教示を行うことができるよう、その指導・教養の徹底を図ること。

イ　申請書に記載された内容から次に掲げる事項に該当すると認められるときにおいても、当該申請を受け付け、調査を行い事実関係を明らかにした上で不支給の裁定を行うこと。

㈠　申請書の提出された日が３の事項の特例期間内でないこと。

(ｲ)　申請に係る被害が対象犯罪行為によるものでないこと。

(ｳ)　申請者が給付金の受給資格を有しないこと。

第９　裁定のための調査等

１　調査等に関する事務の処理

(1)　調査等の要領

ア　調査事項及び調査方法の検討

申請事案について申請に係る事実関係の概要を把握し、当該事案の裁定を行うために必要な調査事項及びその調査方法を検討する。

イ　法第８条第１項の調査等

(ｱ)　法第８条第１項の調査等の対象となる者は、「申請者その他の関係人」であり、その他の関係人とは、オウム真理教犯罪被害者（対象犯罪行為により死亡した者、障害が残った者又は傷病を負った者をいう。以下同じ。）を診察した医師等、申請事案について直接又は間接に関係のある者をいう。

(ｲ)　申請者その他の関係人に報告をさせる場合は、報告書を提出させ、又は申述書を作成する。

(ｳ)　法第８条第１項の「文書その他の物件」とは、例えば、申請者とオウム真理教犯罪被害者との内縁関係を証明する手紙、日記、写真類等、申請者その他の関係人が所持しているもので、裁定を行うために必要であると認められるものである。これを提出させるに当たり、提出者の要求があるときは預かり証を交付するなどの措置を講ずる。

また、裁定が終了し、給付金支払までの事務手続が完了した場合には、速やかに、提出させた物件を提出者に返還する。

(ｴ)　申請者その他の関係人に対する出頭命令及び医師の診断を受けさせる旨の命令は、文書により通知する。

ウ　法第８条第２項の調査等

法第８条第２項の調査等については、法第９条の資料、法第８条第１項により申請者等から提出された資料等の記載内容に疑義がある場合等、法第９条の資料又は法第８条第１項による調査等によっては事実関係の把握が困難と認められるような場合に、照会先ごとにオウム真理教犯罪被害者等給付金関係事項照会書（別記第１号様式）を作成して発送する。

エ　回答書等の検討と補充調査の実施

回答書、申請者その他の関係人の報告書等の内容を整理・検討して、更に調査等を要する事項がある場合には、イの事項及びウの事項で示した方法により補充調査を行う。

(2)　調査等の実施における留意点

ア　電話や口頭により補充的な調査等を実施する場合であっても、調査年月日及び調査対象者を明らかにしてその内容を記録するなど文書による記録を残すよう心掛けること。

イ　調査等は、裁定を行うために必要な範囲に限られるものであり、調査権の濫用とならないよう留意すること。

また、調査等を行うに当たっては、オウム真理教犯罪被害者等及び法第３条第２項に規定する遺族の心情を十分に理解し、その尊厳を傷つけることのないよう留意すること。

２　法第８条第３項の規定による申請の却下に関する事務の処理

⑴　正当な理由

法第８条第３項の「正当な理由」とは、申請者の報告が黙秘権又は公務員の守秘義務に関わる場合、申請者が病気等のため出頭できない場合等、法第８条第１項の調査等に応ずることができないやむを得ない理由をいう。

⑵　裁定申請却下の手続

申請者が法第８条第１項の調査等に応じないため適正な裁定を行うことができないと認められるときは、次に掲げる事項を明らかにした裁定申請却下案を道公安委員会に提出し、裁定申請却下の決裁を受けることとする。

ア　申請者に対して行った調査等の内容及び方法並びにその必要性及び妥当性

イ　調査等に応じないことについて申請者に正当な理由がないこと。

⑶　裁定申請却下に関する事務処理上の留意点

申請者が調査等に協力しない場合は、申請者に対して、申請が却下されるおそれがある旨を教示するなど、申請者の協力を促すこと。

第10　裁定の審査

１　対象犯罪行為により死亡した者に係る給付金の支給裁定に係る審査要領

⑴　対象犯罪行為により死亡した者の認定

ア　法第９条の資料により死亡と対象犯罪行為に相当因果関係があると認定できる場合は、対象犯罪行為により死亡した者であると認定する。

なお、この場合、規則第２条第２項ただし書を適用し、同項第１号イの事項の書類の添付を省略する取扱いとする。

イ　法第９条の資料のみでは死亡と対象犯罪行為に相当因果関係があると認定できない場合は、申請者に別途資料の提出を求め、申請に係る被害者の死亡の事実及び死亡原因が対象犯罪行為によるものであること（当該死亡の事実と対象犯罪行為との相当因果関係）の全てについて確認ができた場合、対象犯罪行為により死亡した者であると認定する。

⑵　遺族の順位の認定

第７の１の⑴のアの事項により遺族であること及びその順位について認定を行う。資料により申請者よりも上位の順位の遺族が存在することが推認される場合においては、第一順位遺族であることを示す資料の提出を申請者に求め、当該資料により申請者が第一順位遺族であることが確認できない場合、不支給裁定を行う。

⑶　生計維持関係の認定

申請者と死亡被害者との間に生計維持関係があることを示す資料は、遺族の順位の判定上必要がある場合にのみ求め、次に掲げる事項に該当する場合は求めない。

㈠　死亡被害者の配偶者からの申請である場合

㈡　死亡被害者の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹からの申請である場合であって、当該申請者から、

○死亡被害者の死亡の当時、死亡被害者に収入等が無かったことを示す資料
○死亡被害者の死亡の当時、死亡被害者に配偶者及び生計維持関係にある遺族が無かったことを示す資料

のいずれかが提出され、確認できている場合

2　対象犯罪行為により障害が残った者に係る給付金の支給裁定に係る審査要領

⑴　障害の要件等

障害の認定は、当該障害をもたらすこととなった負傷又は疾病について、現に治療を行っているか否かを問わず、その症状が固定したときに行う。障害をもたらすこととなった負傷又は疾病については、３の事項に準じて認定する。「症状が固定したとき」とは、負傷又は疾病が治ったとはいえないが、医学的にそれ以上の療養の効果が期待し得ないと判断されたときをいう。

⑵　認定要領

ア　障害等級に定める身体上の障害は、労働者災害補償保険制度及びこれに準拠する公務員災害補償制度における障害等級に定める障害と同様であり、当該障害の認定の基準についても、これらの制度における障害の認定の基準と同程度である。したがって、これらの制度による給付を受けている者に係る審査に当たっては、当該事情を参考にして障害等級等を判断する。

イ　規則第１条第１項第１号に規定する「常時又は随時介護を要する状態にあるもの」とは、

㈠　障害等級の第１級第３号及び第４号に規定する身体上の障害

㈡　障害等級の第２級第３号及び第４号に規定する身体上の障害

㈢　㈠の事項及び㈡の事項以外の障害等級の第１級及び第２級に該当する身体上の障害のうち、㈠の事項又は㈡の事項と同程度の介護を要する状態にあるもののことであり、㈢の事項に該当するか否かの判断に当たっては㈠の事項又は㈡の事項との均衡に十分配意し、必要に応じ資料の提出を申請者に求めた上で判断する。

なお、障害が二以上ある場合には、規則第１条第３項の規定による。

また、この場合における介護を要するか否かの判断については、複数の障害全体を一の障害と包括して要介護性を判断する。

ウ　対象犯罪行為により残った障害と同一の部位に既に身体上の障害があった場合には、法第８条第１項に基づき申請者に対して既存の身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類を求め、当該既存の身体上の障害の程度を十分勘案した上で、対象犯罪行為により残った障害の障害等級等を判断する。

3　対象犯罪行為により傷病を負った者に係る給付金の支給裁定に係る審査要領

⑴　傷病の要件等

法は、傷病を通院加療期間が１か月以上か否かにより、重傷病とそれ以外の傷病に分ける取扱いとしている。

傷病の要件である「通院加療期間が１日以上」とは、対象犯罪行為により負った傷病の治癒までの間に一度以上通院し、かつ、治療を受けたことをいうものとして

扱う。傷病を負ったことと対象犯罪行為との間に因果関係が認められない場合、病院に赴いたものの治療を施すほどの問題が認められず治療を施されなかった場合等はこれに含まれない。

⑵　認定要領

対象犯罪行為により傷病を負った者であることの認定については、次に掲げる事項の場合に応じ、それぞれに定める方法により行うこととする。

㈠　法第９条の資料により通院加療期間が１日以上であると認定できる場合、対象犯罪行為により傷病を負った者であると認定し、規則第２条第２項ただし書を適用して同項第３号の書類の添付を省略する取扱いとする。

㈡　法第９条の資料により何らかの被害を受けた事実は認められるものの通院加療の事実が明らかでない場合、申請者から資料の提出を求め、対象犯罪行為により負った傷病の治療のため１日以上通院した事実が確認できる場合には、当該事実を認定する。

㈢　法第９条の資料により被害を受けた事実が明らかでない場合、申請者から資料の提出を求め、対象犯罪行為により傷病を負った事実及び当該傷病の治療のため１日以上通院した事実が確認できる場合には、当該事実を認定する。

⑶　重傷病とそれ以外の傷病の区分

法第５条第１項第３号イの事項に規定する重傷病の要件である「通院加療期間が１月以上」とは、治癒の日が通院開始日が属する月の翌月の応当日（応当日がない場合にあっては、通院開始日が属する月の翌月の末日）の前日以降の日であり、かつ、通院開始日から治癒の日までの間（以下「通院加療期間」という。）の１か月以上の期間継続して治療を受けていたと認められることをいう。

申請者から提出を受けた資料又は法第９条の資料に基づき、通院開始日及び治癒の日を認定し、上記の要件を満たすことが認められる場合は、重傷病として認定する。

なお、法第９条の資料では対象犯罪行為により負った傷病の治癒の日が認定できない場合には、申請者から別途資料が提出されない限り、当該資料上の最後に通院した日を治癒の日として通院加療期間を認定する。

４　対象犯罪行為によらないで死亡した者に係る給付金の支給裁定に係る審査要領

遺族であることについては、１の⑵の事項及び同⑶の事項により認定する。

また、申請に係る死亡被害者の区分に応じ、２の事項又は３の事項に準じた取扱いを行う。

５　オウム真理教犯罪被害者等給付金支給検討票の作成

審査に際しては、申請者ごとにオウム真理教犯罪被害者等給付金支給検討票（別記第２号様式）を作成し、審査経過を明らかにすること。

６　道公安委員会への裁定等案の提出

警察本部警務課が裁定等案を道公安委員会に提出するに当たり、申請のとおりの裁定等案である場合には裁定に係る案件の一覧表を作成して示すなど簡易な方法により説明する。他方、申請のとおりの裁定等案でない場合には、検討票等を用いて申請のとおり認定できない理由を十分に説明する。

7　裁定等を通知する上での留意事項

給付金を支給しない旨、申請と異なる内容の支給を行う旨又は申請を却下する旨を通知する場合には、その理由を十分に説明し、申請者の理解を得るよう配意すること。

8　警察庁への報告

⑴　関係資料の写しの送付

道公安委員会が裁定をしたとき又は申請を却下したときは、直ちに次の事項に掲げる書類の写しを警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長宛て送付する。

㈠　オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書（規則様式第２号）又はオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書（規則様式第３号）

㈡　オウム真理教犯罪被害者等給付金支給検討票

⑵　特異事案等の報告

本制度の運用に関し、紛糾することが予想される事案等が発生した場合には、その都度、関係書類を添えて警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長宛て報告する。

9　関係書類の保存

規則第５条の「給付金に関する書類」とは、申請書、調査・照会・検討に関する文書等、給付金の申請事案の支給手続上作成した一切の書類をいい、関係書類の保存は、警察本部警務課において行う。

10　取扱事案の管理

警察本部警務課長は、裁定事務の処理経過を明らかにするため、処理簿（別記第３号様式）を備え付ける。

第11　争訟

1　道公安委員会の裁定等に係る審査請求

審査請求は、「給付金の申請に関する裁定」については国家公安委員会に対する審査請求が、裁定の申請があった事案について「相当期間経過してもなお道公安委員会による裁定が行われない場合における不作為」については国家公安委員会に代えて道公安委員会に対しても審査請求がされることとなる。

2　審査請求の取扱い

⑴　国家公安委員会に対する審査請求は、警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室においてこれを受け付け、争点及び内容を分析・整理する。

⑵　国家公安委員会に対する審査請求書が道公安委員会に提出された場合には、速やかに、警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長宛て送付する。

⑶　道公安委員会の不作為についての審査請求は、給付金の支給裁定の申請手続に準じて取り扱う。

⑷　道公安委員会に対する審査請求事案の処理については、道公安委員会が定めた行政不服審査に関する規程に定めるところにより行う。

⑸　道公安委員会に対して審査請求があったときは、当該審査請求の事案の発生について、速やかに、オウム真理教犯罪被害者等給付金審査請求事案発生（終結）報告書（別記第４号様式）により、警察庁を経て国家公安委員会に報告するものとする。当該事案の処理を終結したときも、同様とする。

３　行政事件訴訟

⑴　道公安委員会の行った裁定の取消しを求める訴えがあった場合には、北海道が被告となり、当該訴訟については、道公安委員会が代表することとなる。

⑵　行政事件訴訟に関しては、警察庁に速報するものとする。

第12　その他

１　損害賠償請求権の取得

法第11条の規定により、国は、給付金を支給したときは、その額の限度において、申請者が有する損害賠償請求権を取得することとされていることから、給付金の支給裁定に当たり、申請者の有する損害賠償請求権の額等について把握した場合にはその内容を任意の様式により警察庁に報告するものとする。

２　不正利得

法第12条の「偽りその他の不正な手段」とは、詐欺罪その他の犯罪を構成する行為のほか、社会通念上不正行為と認められる行為をいう。具体的な行為の態様としては、道公安委員会に提出するオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書に虚偽の事実を記載したり、道公安委員会に偽りの報告をするなどの行為が想定される。その不正の手段は、給付金の支給を受けた者の行為に限られない。

給付金の「支給を受けた者」とは、偽りその他不正の手段により、現実に、かつ、直接に給付金の支給を受けた者をいう。

３　時効

給付金の支給を受ける権利は、２年間行わないときは時効により消滅するが、この消滅時効の起算日は、民法の到達主義（民法（明治29年法律第89号）第97条）及び初日不算入の原則（同法第140条）の規定により、申請者がオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書を受け取った日の翌日とする。

※　別記様式省略